

第 17 号議案

東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例

東大和市消費生活センター条例（平成２８年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「から水曜日まで及び金曜日」を「から金曜日まで」に改め、同条第２項第２号中「午後５時１５分」を「午後５時」に改める。

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。